

最高裁判所(第二小法廷) 令和●●年(○○)第●●号 所得税更正処分取消等請求上告受理事件

国側当事者・国

令和4年2月18日不受理・確定

(控訴審・東京高等裁判所、令和●●年(○○)第●●号、令和3年5月20日判決、本資料271号-62・順号13564)

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(○○)第●●号、平成29年8月30日判決、本資料267号-96・順号13045)

決 定

| | |
|--------------|---------|
| 申立人 | 甲 |
| 申立人 | 乙 |
| 申立人 | 丙 |
| 申立人 | 丁 |
| 上記4名訴訟代理人弁護士 | 上田 裕康ほか |
| 相手方 | 国 |
| 同代表者法務大臣 | 古川 禎久 |
| 同指定代理人 | 川野 英彦 |

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和4年2月18日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 三浦 守

裁判官 菅野 博之

裁判官 草野 耕一

裁判官 岡村 和美